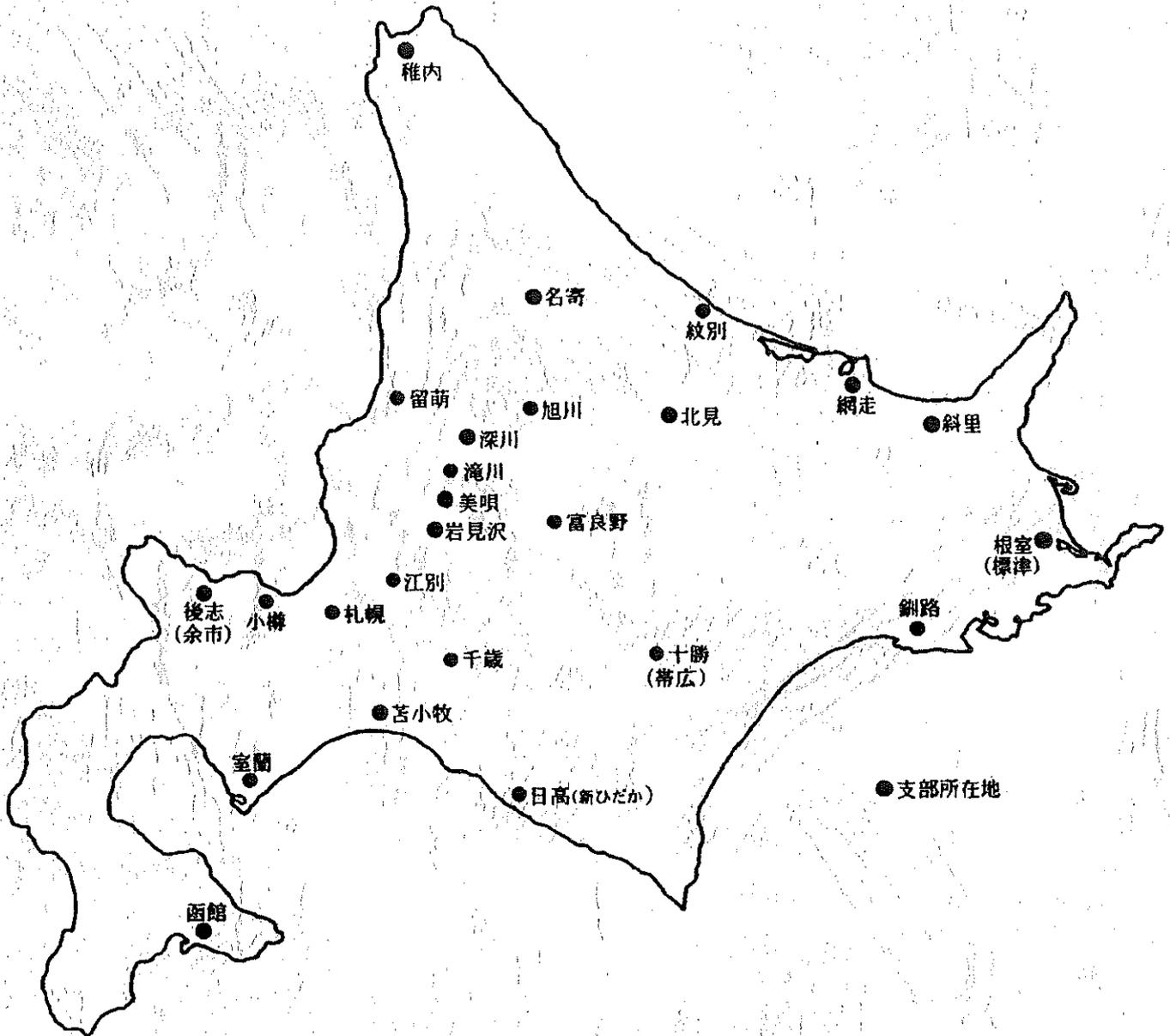


令和 1・2 年度版

# 北海道卓球連盟しおり

(規約・規程集 2019年4月1日現在改定分)



## 北海道卓球連盟

目 次

1	北海道卓球連盟規約	1
2	北海道卓球連盟規約（内規）	5
3	北海道卓球連盟委員会規程	7
4	北海道卓球連盟表彰規程	9
5	北海道卓球連盟表彰推薦取扱要領	10
6	北海道卓球連盟支部規程	15
7	北海道卓球連盟事務処理規程	17
8	北海道卓球連盟囑託職員規程	20
9	北海道卓球連盟会計規程	23
10	北海道卓球連盟旅費規程	25
11	北海道卓球連盟慶弔規程	27
12	北海道卓球連盟各種大会事業運営要綱	28
13	北海道卓球連盟段級制実施要領	36
14	副会長選出支部指名基準	41
15	監事選出支部指名基準	42
16	北海道卓球連盟役員名簿	43
17	北海道卓球連盟組織図及び役員の分担	44
18	北海道卓球連盟各種委員会幹事	45

# 北海道卓球連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、北海道卓球連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を札幌市豊平区豊平5条1丁目1番1号北海道立総合体育センター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、北海道における卓球界を統括し、代表する団体として卓球の普及振興を図り、道民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種競技会の開催
- (2) 全国大会代表選手の選定及び中央大会に選手を派遣
- (3) 公益財団法人日本卓球協会（以下「日卓協」という。）主催大会の主管を行う。
- (4) 北海道における卓球ランキングの決定及び公表
- (5) 加盟団体の強化発展と指導育成
- (6) 会員の表彰
- (7) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組 織

(支 部)

第5条 北海道における市、または市町村を統括する地方卓球団体で、本連盟に加盟したものを支部という。

2 本連盟の支部組織区分は、別に定める。

(会 員)

第6条 本連盟の支部に加盟した団体及び個人を会員という。

(登 録)

第7条 本連盟の加盟団体は、その代表者の住所・氏名及び所属会員の氏名・年齢等を登録しなければならない。

(新規加盟)

第8条 新規に加盟を求める団体は、別に定める手続を経て、総会の承認を受けなければならない。

(罰 則)

第9条 加盟団体及びその会員が本連盟の対面を汚し、その義務を怠った場合は理事会の決議を経て会長がこれを処罰することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 33名以上38名以内（うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事14名以上18名以内を置く。）
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常任理事を定める。

- 2 役員を選出区分は、別に定める。
- 3 会長、副会長、理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 日卓協及び公益財団法人北海道体育協会（以下「道体協」という。）の役員、評議員及び専門委員は、役員の中から理事会で決める。

(役員職務)

第12条 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長、副会長を補佐し、総会の議決に従い職務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会及び総会において議決または委任された事項及び緊急を要する事項を、計画実施する。
- 6 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会及び総会に提案する議題の立案及び理事会により委任された業務を処理する。
- 7 監事は次の業務を行う。
  - (1) 本連盟の会計を監査すること。
  - (2) 会議に出席し、必要に応じて意見を述べること。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問、参与)

第14条 本連盟に、名誉会長1名、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、本連盟に功労のあった者のうちから、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 参与は、本連盟に功労のあった者及び財政に協賛する者のうちから、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与の対象者は、別に定める。
- 5 名誉会長は、会長の相談に応じ意見を述べることができる。
- 6 顧問は、本連盟の重要な事項に関し、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 7 参与は、本連盟の事業の運営に関し、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

## 第5章 会 議

### (総 会)

第15条 総会は、毎年4月に会長が招集する。なお、必要な場合は次により臨時総会を開催することができる。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 支部総数の3分の1以上から請求があったとき。
- (3) 理事会において必要と認めたとき。

2 総会は、別に定める代議員をもって構成する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれにあたる。

### (総会の定足数等)

第16条 総会は、代議員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもって表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

### (総会の審議事項)

第17条 総会は、本連盟の次の事項を審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 収支予算及び収支決算に関すること。
- (3) 支部の設置及び脱退に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) 名誉会長、顧問及び参与の推薦に関すること。
- (6) 規約及び規約（内規）の改正に関すること。
- (7) その他重要な事項に関すること。

### (理事会)

第18条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 理事会は、総会の権限に属する事項以外の事項を議決する。

5 第16条及び第17条の規定は、理事会についてこれを準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「代議員」とあるのは、「理事会」及び「構成員」と読み替えるものとする。

### (常任理事会)

第19条 常任理事会の招集は理事長が行い、会議を司会する。

### (各種委員会及び幹事)

第20条 本連盟に次の委員会を置く。

- (1) ランキング委員会（北海道のランキングの決定）
- (2) 強化委員会（技術の強化を図る）
- (3) 組合せ委員会（各種大会の組合せを行う）
- (4) 公認審判委員会（公認審判員の養成、公認レフェリー並びに上級審判員の日卓協への推薦）
- (5) 表彰委員会（役員・選手等の表彰候補者の決定）
- (6) 段級制委員会（段級の審査及び段位者の日卓協への推薦）
- (7) レディース委員会（レディース層の普及、日卓協レディース委員会との連携）
- (8) 普及、指導委員会（普及策の立案、指導者の養成）
- (9) マスターズ委員会（マスターズ大会の活性化、ラージボールの普及）

2 委員会業務を遂行するため、委員会に幹事を置くことができる。

- 3 本連盟に事業運営の補佐的業務を担当する幹事を置くことができる。
- 4 前2項の幹事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

(経 費)

第22条 本連盟の経費は、各支部の納入する加盟金、入会金及び登録料、参与料、補助金、寄付金、協賛金、その他の雑収入をもって充てる。

- 2 参与料の額は、別に定める。

(加盟金及び負担金)

第23条 本連盟の支部は、別に定める加盟金及び負担金を納入しなければならない。

- 2 加盟金及び負担金は、8月末日までに納入するものとする。

第24条 加盟金を12月末日までに納入しない場合は、自動的に本連盟を脱退したものとして処理する。以後の再加入は新規加盟とみなし、新規入会金及び前年度未納金と併せて納入するものとする。

(登録料)

第25条 日卓協が行う登録については、日卓協登録規程に準拠してこれを行う。

- 2 登録料は、日卓協が定める額による。
- 3 本連盟の会員は、別に定める本連盟登録料を納入しなければならない。

## 第7章 補 則

(細 則)

第26条 この規約についての細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附則

この規約は、昭和21年4月1日から施行する。

昭和45年2月15日、昭和53年4月 2日、昭和55年4月 6日、昭和56年4月12日、  
昭和57年4月 4日、昭和58年4月 3日、昭和59年4月 8日、昭和60年4月14日、  
昭和62年4月 5日、昭和63年4月 3日、平成 3年4月14日、平成 4年4月12日、  
平成 8年4月21日、平成 9年4月12日、平成11年4月 3日、平成15年4月19日

一部改正

平成16年12月19日一部改正、平成17年4月1日施行  
平成18年 4月22日一部改正、平成18年4月1日適用  
平成19年 4月14日一部改正、平成19年4月1日適用  
平成22年 4月24日一部改正、平成23年4月1日施行  
平成25年 4月20日一部改正、平成25年4月1日適用

# 北海道卓球連盟規約（内規）

本連盟規約中次の各条項については、特に内規としてこれを規定する。

## （支 部）

第1条 支部の組織区分は、登録人数によって次の通りとする。区分適用は、役員改選年度の前々年度以前から2ヶ年の登録人数の平均数で行い、必要に応じて見直しを行う。

A支部 2,000人以上、B支部 350人以上2,000人未満、C支部 200人以上350人未満、D支部 200人未満

2 平成31年4月1日現在の支部の組織区分は、次の通りとする。

- (1) A支部 札幌
- (2) B支部 函館、旭川、室蘭、十勝、名寄、千歳、釧路、苫小牧、江別、北見、後志、根室  
岩見沢、日高
- (3) C支部 滝川、紋別、稚内、留萌
- (4) D支部 富良野、深川、美唄、網走、斜里、小樽

3 支部のブロック区分は、次の通りとする。

- (1) 道央ブロック 札幌、千歳、江別、後志、岩見沢、滝川、小樽、深川、美唄
- (2) 道南ブロック 函館、室蘭、苫小牧、日高
- (3) 道東ブロック 十勝、釧路、北見、根室、紋別、網走、斜里
- (4) 道北ブロック 旭川、名寄、稚内、富良野、留萌

## （役員を選任）

第2条 副会長の選出は次の通りとする。

- (1) 副会長は、道央ブロック3名以内、道南・道東・道北の各ブロックから1名を、本連盟が指名するAまたはB支部から選出する。
- (2) 会長指名副会長若干名を選出することができる。

2 理事の選出は次の通りとする。

- (1) A支部10名以内、BおよびC支部から各1名、D支部は隔任期（2年）おきに1名とする。
- (2) 大学連、高体連及び中体連から各1名とする。
- (3) 会長指名理事2名以内を選出することができる。

3 監事の選出は、A支部1名、B支部の中から1名、C及びD支部の中から1名を、本連盟が指名する支部から選出する。

## （役員の定年）

第3条 役員（委員会委員及び幹事を含む）に定年制を導入する。役員の年齢は就任時満75歳未満とする。

## （名誉会長、顧問及び参与）

第4条 名誉会長、顧問及び参与の対象者は、次の通りとする。

- (1) 名誉会長 会長職経験者
  - (2) 顧問 名誉会長職経験者、副会長職経験者、理事長職経験者
  - (3) 参与 副理事長職経験者、理事職経験者、監事職経験者、財政に協賛する者
- 2 財政に協賛する参与は、協賛の度合いによって財政参与、特別参与とする。
- 3 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員)

第5条 支部は、総会に出席する代議員を選任する。その人数は、A及びB支部各2名、C及びD支部各1名とする。

(財政参与料)

第6条 本連盟の財政に協賛する参与料は、次の通りとする。

- (1) 財政参与 年額 10,000円
- (2) 特別参与 年額 100,000円以上

(加盟金及び負担金)

第7条 加盟金、負担金及び入会金は、次の通りとする。

- (1) 加盟金 A支部 110,000円、B支部 70,000円、C支部 50,000円、D支部 35,000円
- (2) 負担金 会長 100,000円、副会長 30,000円、支部長 10,000円
- (3) 入会金 10,000円

(登録料)

第8条 本連盟の登録料は、次の通りとする。

- (1) 高校生以上 一人 200円
- (2) 中学生以下 一人 100円

(細則)

第9条 この規約(内規)の改正は、総会においてこれを決定する。

附則

この規約(内規)は、平成17年4月1日から施行する。(平成16年12月19日制定)

ただし、第3条の役員定年制は、平成19年度から実施する。

平成18年4月22日一部改正、平成19年4月1日施行

平成19年4月14日一部改正、平成19年4月1日適用

平成20年4月26日一部改正、平成21年4月1日施行

平成22年4月24日一部改正、平成23年4月1日施行

平成23年4月23日一部改正、平成23年4月1日適用

平成24年4月21日一部改正、平成25年4月1日施行

平成26年4月19日一部改正、平成27年4月1日施行

この規約(内規)は、平成28年4月16日から施行

但し、第1条については平成29年4月1日から施行

平成29年4月15日一部改正、平成29年4月1日から適用

# 北海道卓球連盟委員会規程

## (目 的)

第1条 この規程は、本連盟規約第20条に基づく各種委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 各委員会の所掌する事項は次の通りとする。

### (1) ランキング委員会

- ア 各大会の種目別ランキングの決定に関すること。
- イ ランキングの発表及び表彰に関すること。

### (2) 強化委員会

- ア 選手の強化に関すること。
- イ 道体協の競技力向上事業の計画及び実施に関すること。
- ウ 国民体育大会、国際交流事業等に派遣する選手の編成及び強化に関すること。

### (3) 組合せ委員会

- ア 各大会のシード選手の数及び基準の作成に関すること。
- イ 組合せ方式の決定に関すること。
- ウ 組み合わせの作成に関すること。

### (4) 公認審判委員会

- ア ルールの普及及び指導に関すること。
- イ ルール及び審判講習会の開催に関すること。
- ウ 日卓協公認審判員規程に基づく資格取得に関すること。
- エ 公認審判員資格取得者名簿の管理に関すること。

### (5) 表彰委員会

- ア 表彰の選考基準に関すること。
- イ 表彰候補者の選考及び推薦に関すること。

### (6) 段級制委員会

- ア 段級制の普及・拡大のための検討・立案に関すること。
- イ 日卓協段級制規程に基づく段級の取得に関すること。
- ウ 段位・級の取得者名簿の管理に関すること。

### (7) レディース委員会

- ア 北海道レディース大会及び北海道プリンセス大会の活性化に関すること。
- イ レディース層への普及・指導に関すること。

### (8) 普及・指導委員会

- ア 普及策の検討・立案に関すること。
- イ 指導者（公認コーチ・指導員等）の養成と活用に関すること。
- ウ 普及・指導講習会の開催に関すること。

### (9) マスターズ委員会

- ア 北海道卓球選手権大会マスターズの部及び北海道ラージボール大会の活性化に関すること。
- イ 北海道高齢者卓球大会に関すること。
- ウ マスターズ層への普及・指導に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名以内
- (3) 委員 若干名

(委員の選出)

第4条 委員長、副委員長及び委員は、理事の中から会長が指名する。

- 2 ランキング委員会の委員長は、当該大会の競技委員長とし、副委員長は審判長、委員は競技委員長が競技役員の中から指名する。
- 3 組合せ委員会の委員長は、当該大会の審判長とする。
- 4 委員会に幹事を置くことができる。

(委員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を代行する。
- 3 委員は、委員長の指示に基づき、委員会の業務に従事する。
- 4 幹事は、委員長の指示に基づき、委員会の業務を補助する。

(委員の任期)

第6条 委員及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、強化委員長は最長3期までとし、数期空けての再任は妨げない。補充された委員及び幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、または委員総数の3分の1以上の要求があった場合等において、委員長がこれを召集する。

- 2 議長は、委員長があたる。
- 3 ランキング委員会は、種目ごとに、3位以下のランキングが決定できる時点で開催する。
- 4 組合せ委員会は、大会ごとの参加申込締切り後、速やかに担当委員及び幹事を招集して行う。
- 5 委員会の定足数等は、本連盟規約第16条の規定を準用する。

(活動報告)

第8条 委員長は、委員会を開催した場合は、その会議記録を作成・保管すると共に、必要に応じてその結果を理事会に報告しなければならない。また、事業を実施した場合も同様とする。

- 2 ランキング委員会の委員長は、ランキング決定後大会長の承認を得て、当該種目の表彰と併せてランキングの発表及びランキング証の授与を行う。
- 3 組合せ委員会の委員長は、組み合わせの結果を理事長に報告し、点検及び確認を受けた後、原本を保管する。点検確認を終えた組み合わせは、大会1週間前を目途に本連盟ホームページにおいて公表し、閲覧可能にする。

(規程の改正)

第9条 この規定の改正は、理事会において決める。

(補 則)

第10条 各委員会において所掌する業務執行上の必要な基準や要領等については、別に定める。

附則 (平成17年6月25日制定)

この規程は、平成17年6月25日から施行する、

平成19年4月14日一部改正、平成19年4月1日適用

平成21年3月20日一部改正、平成21年4月1日施行

平成25年3月16日一部改正、平成25年4月1日施行

# 北海道卓球連盟表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟規約第4条第6号に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (部門及び対象)

第2条 表彰は、北海道における卓球の健全な普及振興に貢献した個人または団体に適用し、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 功労賞 多年に亘り卓球の普及振興に寄与し、その功績が顕著な個人または団体
- (2) 指導者賞 多年に亘り競技力向上に貢献し、優秀な個人または団体を養成した指導者
- (3) 優秀賞、奨励賞 国際大会や全国大会において優秀な成績を収めた個人または団体
- (4) 前各号のほか、本連盟が特に功績または成績が顕著と認めた個人または団体

## (選考)

第3条 前条の規定により、支部長等から推薦のあった個人または団体、及び本連盟が特に必要と認める個人または団体について本連盟表彰委員会が選考し、理事会において決める。ただし、前条第3号の規程による表彰については、その成績をもって選考及び決定の手續に代えることができる。

## (贈呈及び時期)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

2 表彰は、部門、受賞対象者(団体)等を考慮し、適宜行うものとする。

## (規程の改正)

第5条 この規定の改正は、理事会において決める。

## (補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

平成18年3月25日一部改正、平成18年4月1日施行

平成26年6月7日一部改正、平成26年4月1日適用

# 北海道卓球連盟表彰推薦取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、本連盟表彰規程（以下「規程」という。）の施行についての推薦要領及び細目基準を定めることを目的とする。

## (推薦要領)

第2条 規程第2条第1号の功労賞（個人）の推薦は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本連盟役員8年以上または支部役員20年以上（支部長または理事長は10年以上）経験し、概ね65歳以上の者
- (2) 日卓協段級制に基づく段位3段以上を取得している者
- (3) 本連盟現職理事は除く

2 規程第2条第1号の功労賞（団体）の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本連盟加盟後50年以上北海道の卓球の普及振興に貢献した支部
- (2) 本連盟の事業を20年以上支援した団体

3 規程第2条第2号の指導者賞の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 優秀賞及び奨励賞の受賞対象となる個人または団体を養成した者
- (2) 10年以上に亘り選手の指導育成に努め、競技力の向上と卓球の普及振興に貢献し功績のあった者

4 規程第2条第3号の優秀賞の推薦は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次の国際大会で入賞した個人または団体  
世界卓球選手権大会、五輪競技大会、アジア競技大会、アジア卓球選手権大会、世界学生卓球選手権大会、世界ジュニア卓球選手権大会、アジアジュニア卓球選手権大会 等
- (2) 次の全国大会で1位の成績を収めた個人または団体

### ア 日卓協が主催する大会

全日本卓球選手権大会（一般・ジュニアの部）、全日本卓球選手権大会（マスターズの部）  
全日本卓球選手権大会（カデットの部）、全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）  
全日本卓球選手権大会（団体の部）、全日本社会人卓球選手権大会、全日本実業団卓球選手権大会  
全国中学選抜卓球大会、全国ホープス卓球大会（団体）

（対象外＝全国ホープス選抜卓球大会、全日本クラブ卓球選手権大会、全国ラージボール卓球大会、三共レディース卓球大会）

### イ 日卓協が共催する大会

国民体育大会、全国高等学校卓球選手権大会、全国高等学校選抜卓球大会、全国中学校卓球大会  
（対象外＝日本障害者卓球選手権大会、全国教職員卓球大会）

### ウ 日卓協が後援する大会

全日本大学対抗卓球選手権大会、全日本学生卓球選手権大会、全日本学生選抜卓球大会  
（対象外＝全国健康福祉祭）

5 規程第2条第3号の奨励賞の推薦は、前項第2号の全国大会で2位または3位に入賞した、個人または団体。

## (対象となる実績期間)

第3条 表彰の対象となる実績期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(表彰回数)

第4条 表彰は、規程第2条の事績毎に1回とする。ただし、優秀賞及び奨励賞は同一種目を除き、重複して表彰することができる。

2 優秀賞受賞者は、以後、同一種目奨励賞の表彰対象としない。

(推薦方法)

第5条 規程第3条による推薦は、支部長等が別記に定める第1号様式(功労賞)及び、第2号様式(指導者賞)により行い、優秀賞・奨励賞については、本連盟(表彰委員会)が行うものとする。

2 児童・生徒を推薦する場合は、当該学校長の同意を得て推薦するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、原則として毎年度末までに推薦を受け、翌年度の会議の席上または全道大会開会式等で行う。

2 規程第4条の表彰は、個人は表彰状(楯)、団体は表彰状とそのメンバーに記念品(メダル)を贈る。

附則(平成18年3月25日制定)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

平成25年3月16日一部改正、平成25年4月1日施行

北海道卓球連盟

会長 平 公夫様

## 北海道卓球連盟 功労賞 候補(者)推薦書

写真貼付	推薦(者)	ふりがな 氏名		生年月日	大・昭・平	年齢	
					年 月 日		
	住所 <small>(団体は事務所所在地)</small>		〒 -			卓球段位	歳
			Tel( ) -	携帯			

### 活動の経歴

北海道卓球連盟			支 部 (連盟・協会)		
役職名	期 間	年数	役職名	期 間	年数
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	
	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月	

#### 推薦の事由 (理由)

---

---

---

---

---

---

上記の通り推薦します。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
団体名

\_\_\_\_\_  
会長名



北海道卓球連盟  
 会長 平 公夫様

## 北海道卓球連盟 指導者賞 候補者推薦書

写真貼付	推薦者	ふりがな 氏名		男女	生年月日	大・昭・平 年 月 日	年齢	歳	
	住所		〒 -						
			Tel( ) - 携帯						

### 現在までの経歴

卓球指導歴	養成選手・団体(個人)の参加大会名・記録等

### 推薦の事由 (理由)

---

---

---

---

---

---

上記の通り推薦します。

令和 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

印

北海道卓球連盟

会長 平 公 夫 様

## 北海道卓球連盟 優秀賞・奨励賞 候補者推薦書

## 個人成績

ふりがな 氏名	男 女	生年月日	大・昭・平		年 齢	歳
			年	月		
所属チーム 又は 学校名	Tel					
参加大会名						
大会参加者	名	成績				
特記事項						

## 団体成績

チーム名		代表者名	
チーム所在地			
参加大会名			
大会参加者	名	成績	
特記事項			

ふりがな 選手名	生年月日	ふりがな 選手名	生年月日	ふりがな 選手名	生年月日
1		4		7	
2		5		8	
3		6		9	

上記の通り推薦します。

令和 年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

印

# 北海道卓球連盟支部規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟規約第5条に規定する支部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (支部組織区分)

第2条 本連盟の支部が管轄する市町村は、別表の通りとする。

## (事業)

第3条 支部は、原則として次の事業を行う。

- (1) 本連盟が主催する全道大会支部予選会の開催及び全道大会への選手選考と派遣
- (2) 本連盟が主催する全道大会等の主管
- (3) 公認審判員の養成及び競技規則の普及に関する事業
- (4) 日卓協及び本連盟の登録に関する事務
- (5) その他、卓球の普及・振興に関する事業

## (規約、役員等の変更)

第4条 支部は、規約、役員、事務局担当者等に変更があった場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

## (加盟金及び入会金)

第5条 支部は、その組織区分に応じて決められた加盟金を、毎年納入しなければならない。また、新たに加盟が認められた支部は、別に定める入会金を納入しなければならない。

## (加盟手続)

第6条 新たに支部を設立し本連盟に加盟を求める団体は、本連盟に次の書類を提出し、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度の事業概況及び収支決算書
- (5) 当該年度の事業計画及び収支予算書
- (6) 役員名簿
- (7) その他、必要とする書類

## (脱退)

第7条 支部が脱退するときは、その理由を付して本連盟に脱退届を提出し、総会の承認を受けなければならない。

## (規程の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会において定める。

## (委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月25日制定)

平成19年 4月14日一部改正、平成19年4月1日適用

平成21年11月28日一部改正、平成21年10月5日適用

平成25年 3月16日一部改正、平成25年4月1日施行

平成29年 3月14日一部改正、平成29年4月1日施行

別表第1 (第2条関係)

(平成31年4月1日現在)

ブロック	振興局	支部名	支部管轄市町村名		
			市	町	村
道 央	石狩	札幌	札幌 石狩		
		江別	江別	当別	新篠津
		千歳	千歳 恵庭 北広島		
	後志 総合	小樽	小樽		
		後志		余市 仁木 古平 積丹 共和 岩内 倶知安 京極 喜茂別 寿都 蘭越 ニセコ 黒松内	赤井川 神恵内 泊 真狩 留寿都 島牧
	空知 総合	岩見沢	岩見沢 三笠 夕張	栗山 長沼 南幌 月形 由仁	
		美唄	美唄		
		滝川	滝川 砂川 赤平 芦別 歌志内	奈井江 上砂川 浦臼 新十津川	
		深川	深川	幌加内 沼田 北竜 雨竜 秩父別 妹背牛	
	道 南	渡島 総合	函館	函館 北斗	七飯 鹿部 森 八雲 長万部 木古内 知内 福島 松前
檜山				上の国 江差 厚沢部 乙部 せたな 今金 奥尻	
胆振 総合		室蘭	室蘭 登別 伊達	壮瞥 豊浦 洞爺湖	
		苫小牧	苫小牧	白老 むかわ 厚真 安平	
日高		日高		新ひだか 日高 平取 新冠 様似 えりも 浦河	
道 東	十勝 総合	十勝	帯広	陸別 足寄 上士幌 新得 鹿追 士幌 本別 浦幌 池田 音更 清水 芽室 幕別 豊頃 大樹 広尾	中札内 更別
	釧路 総合	釧路	釧路	釧路 白糖 標茶 弟子屈 厚岸 浜中	鶴居
	根室	根室	根室	別海 中標津 標津 羅臼	
	オホ ホーツク 総合	北見	北見	置戸 訓子府	
		紋別	紋別	遠軽 湧別 滝上 興部 雄武	西興部
		網走	網走	佐呂間 美幌 大空 津別	
		斜里		斜里 清里 小清水	
道 北	上川 総合	旭川	旭川	美瑛 東神楽 東川 上川 当麻 鷹栖 比布 愛別	
		富良野	富良野	南富良野 中富良野 上富良野	占冠
		名寄	名寄 士別	和寒 剣淵 下川 美深 中川	音威子府
	留萌	留萌	留萌	増毛 小平 苫前 羽幌 遠別 天塩 幌延	初山別
	宗谷 総合	稚内	稚内	豊富 浜頓別 中頓別 枝幸 利尻 利尻富士 礼文	猿払
計			35	129	15

# 北海道卓球連盟事務処理規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟の事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (事務局)

第2条 本連盟の事務を円滑に処理するため、事務局を置き必要な職員（嘱託職員）を置く。

- 2 職員は、理事を兼ねることができる。
- 3 理事長は、事務局を統括し職員を指導監督する。
- 4 職員は、理事長の命を受け本連盟の事務を処理する。
- 5 事務局の業務分掌は、次の通りとする。
  - (1) 理事会、常任理事会及び総会に関すること。
  - (2) 職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。
  - (3) 予算、決算及び会計処理に関すること。
  - (4) 文書及び連盟印の管理に関すること。
  - (5) 物品の出納及び管理に関すること。
  - (6) その他、理事長が指示する事項。

## (事務決裁)

第3条 事務の決裁は、担当理事、理事長を経て会長の決裁を受けなければならない。

## (専決)

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長は、本連盟の事務のうち別表第1にかかげる事項を専決することができる。

## (代決)

第5条 会長に事故あるときは、副会長が代決し、副会長も不在のときは理事長が代決する。

- 2 理事長に事故あるときは、担当理事が代決する。

## (連盟印の名称、様式)

第6条 連盟印の名称、刻字、寸法、素材及び使用区分は、別表第2の通りとする。

## (連盟印の管守)

第7条 理事長は、連盟印の保管及び押印に当るための取扱責任者を指名する。

- 2 連盟印は、厳重に保管、管理する。

## (連盟印の使用)

第8条 連盟印を使用する者は、決裁文書を取扱責任者に提示し、審査を受けなければならない。

## (文書)

第9条 文書は、正確迅速に処理し、整理して事務能率の向上に資するようにしなければならない。

## (備付帳簿等)

第10条 文書は、次の帳簿等を備え処理するものとする。

- (1) 収受発送簿
- (2) 電話又は口頭処理票

## (文書の起案)

第11条 事務処理の起案は、原則として起案書を用いて起案しなければならない。ただし、軽易なもの、定例的なものはこの限りではない。

(文書番号の表示)

第12条 文書の記号は、「道卓連」の頭文字を用い、文書の番号は毎年4月1日に始まり翌年3月末日で終わる。ただし、同一件名に属する往復文書は、完結するまで同一番号を用いなければならない。

(文書の発送)

第13条 発信する文書は、すべて会長名をもってする。ただし、必要により本連盟名をもってすることができる。

2 発信する文書は、読み合わせの上清書し、その真正を証するため、連盟印を押さなければならない。ただし、本連盟支部に発信する文書及び軽易な文書にあつては、省略することができる。

(文書の編纂保存及び帳簿等の保存)

第14条 完結済みの文書は、次の各号により分類し、年度ごとに編纂して、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| (1) 総会及び理事会の会議録（議案含む）            | 永年   |
| (2) 会議（総会、理事会、常任理事会、委員会等）に関する文書  | 5年   |
| (3) 総務（人事、給与、表彰、支部、加盟登録等）に関する文書  | 5年   |
| (4) 会計（経理、契約、補助金等）に関する文書         | 5年   |
| (5) 関係団体（日卓協、（公財）北海道体育協会等）に関する文書 | 5年   |
| (6) 事業（競技、普及指導、強化、審判員等）に関する文書    | 5年   |
| (7) その他理事長が必要と認める文書              | 1～5年 |

2 帳簿等の保存年限は次の通りとする。

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 文書に関する帳簿等   | 5年  |
| (2) 人事・給与に関する帳簿 | 5年  |
| (3) 会計帳簿及び証拠書類  | 10年 |
| (4) 備品台帳        | 永年  |

(文書、帳簿等の廃棄)

第15条 保存年限を経過した文書、帳簿等は、理事長の承認を得て、これを廃棄することができる。

(規程の改正)

第16条 この規程の改正は、理事会において定める。

(表簿及び用紙の様式)

第17条 この規程に定める各種の表簿及び用紙の様式は、理事長が別に定める。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月25日制定)

平成25年3月16日一部改正、平成25年4月1日施行

別表第1 (第4条関係)

専決事項	理事長	備考
嘱託職員の採用に関する事	○	
〃 の事務に関する事	○	
〃 の給与に関する事	○	
〃 の服務に関する事	○	
〃 の研修・福利厚生に関する事	○	
出張に関する事 (役員)	○	
〃 (職員)	○	
予算に関する事 (予算案の作成)	○	
〃 (議決予算の執行計画)	○	
〃 (予算の流用)	○	
予算の経理及び決算に関する事 (収入及び支出命令 100万円未満)	○	
決算に関する事 (決算書の作成)	○	
文書の収受・発送に関する事	○	
連盟印の管守に関する事	○	

別表第2 (第6条関係)

名称	印影	寸法・素材	使用区分
北海道卓球連盟 会長印		24mm 正方形 つけ	会長名をもって発する 文書、辞令、証明、 賞状及び表彰状 用
北海道卓球連盟 会長		36mm 正方形 つけ	会長名をもって発する 文書、賞状、表彰状 及び感謝状 用
北海道卓球連盟 理事長		20mm 正方形 つけ	金融機関 用
北海道卓球連盟 公認審判委員長印		18mm 円形 つけ	公認審判委員会 用

# 北海道卓球連盟嘱託職員規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟が任用する嘱託職員の任用、勤務時間、報酬等の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

## (任用及び任用の手続き)

第2条 嘱託職員の任用は、選考に基づいて行う。

2 選考は、次に掲げる書類を提出させて行うものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 身上調書
- (3) 健康診断書
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

## (任用期間)

第3条 嘱託職員の任用期間は1年以内とする。ただし、双方が合意する時は、1年以内の期間を付して引き続き再任用することができる。

## (サービスの原則)

第4条 嘱託職員は、規約その他の規程及び上司の指示命令に従い、本連盟の目的を自覚して、職場の秩序又は規律を乱すことのないように公正かつ誠実に職務に専念しなければならない。

## (職務に専念する義務の免除)

第5条 嘱託職員が、次の各号の一つに該当するときは、あらかじめ勤務動態簿により理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 厚生及び研修に参加する場合
- (2) 日卓協及び道体協等の会議に出席する場合
- (3) その他、理事長が認める場合

## (勤務時間)

第6条 嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週につき29時間、または4週を平均して1週につき29時間とする。

2 始業及び就業時間は、火曜日から金曜日までは午前10時から午後5時30分まで、土曜日は午前10時から午後1時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は、業務に応じて始業時間及び終業の時刻に関し別段の定めをすることができる。

## (休憩時間)

第7条 嘱託職員の休憩時間は、火曜日から金曜日までの午後零時から午後1時までとする。

## (休日)

第8条 嘱託職員の休日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日と月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日
- (4) その他、理事長が必要と認める日

(休日の振替)

第9条 業務の都合上止むを得ない場合、理事長は、前条に規定する休日をあらかじめ1週間以内の他の日に振り替えることができる。

(時間外勤務及び休日の勤務)

第10条 理事長は、業務のために必要と認めるときは、嘱託職員に対し第6条及び第8条の規定にかかわらず、嘱託職員に時間外・休日勤務を命ずることができる。

2 前項の規定により嘱託職員に時間外または休日に勤務を命ずるときは、時間外・休日勤務命令簿によらなければならない。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託職員の年次有給休暇は、採用日の属する年度にあつては10日以内(採用月別日数は次に定める)、翌年度は11日、3年以上に亘る場合は、2年度を越える年度数1年度について2日を10日に加算する日数とし、20日を限度とする。

採用された日	4月～9月	10月～12月	1月	2月	3月
休暇日数	10日	7日	5日	3日	2日

(病気休暇)

第12条 嘱託職員は、負傷または疾病により療養を要する場合は、医師の証明等に基づき、必要と認められる期間、病気休暇を受けることができる。

(特別休暇)

第13条 嘱託職員は、前2条に規定するもののほか、次に定める特別休暇を受けることができる。

- (1) 配偶者、子及び父母が死亡したとき。 7日
- (2) 兄弟姉妹、祖父母の兄弟姉妹が死亡したとき。 3日
- (3) 孫及び配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき 1日

2 前項に定めるもののほか、理事長が必要と認めるものについて、特別休暇を与えることができる。

(休暇の承認)

第14条 嘱託職員が前3条の休暇を受けようとするときは、あらかじめ勤務動態簿により理事長の承認を受けなければならない。

(退職)

第15条 嘱託職員が、次の各号の一つに該当するときは、退職とする。

- (1) 自己の都合で退職を願い出て承認された場合
- (2) 死亡したとき
- (3) 任用期間が満了したとき

2 嘱託職員が自己の都合で退職しようとするときは、1月前までに、退職願を理事長に提出しなければならない。この場合、承認があるまで職務に従事しなければならない。

(報酬)

第16条 嘱託職員の報酬は、月額140,000円以内の範囲において、理事長が別に定める。

2 報酬の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日とする。

(手当)

第17条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給することとし、支給日は、報酬の支給日と同日とする。

(賞 与)

第 18 条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日に在籍する嘱託職員に対し、6月30日及び12月10日に支給する。

2 賞与の額は、嘱託職員の在職期間、勤務成績等を考慮して、予算の範囲内で決定する。

(規程の改正)

第 19 条 この規程の改正は、理事会において決める。

(表簿及び用紙の様式)

第 20 条 この規定に定める各種の表簿及び用紙の様式は、理事長が定める。

(委 任)

第 21 条 この規定に定めるもののほか、嘱託職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月25日制定)

平成20年3月22日一部改正、平成20年4月1日施行

平成21年3月20日一部改正、平成21年4月1日施行

平成23年3月26日一部改正、平成23年4月1日施行

平成25年3月16日一部改正、平成25年4月1日施行

平成30年3月 3日一部改正、平成31年4月1日施行